

(ご参考) 関税還付等の手続について (アセアン諸国、メキシコ、チリ、インド)

2020年3月26日

日本商工会議所

貨物を緊急に輸出しなければならないケースなどで、船積までに特定原産地証明書を取得できなかった場合、多くの協定で、特定原産地証明書を遡及発給できる期間は船積後12か月間に定められています。ただし、一部の国では、関税還付制度等が存在しない場合があり、輸入通関後に遡及発給された原産地証明書を提出しても、関税の還付等を受けられないことがあります。

そのため、関税還付等の制度の有無および必要な手続については、通関業者等を通じて輸入締約国へご確認いただくことをお勧めしております。日本国内ではJETROがASEAN諸国およびメキシコ、チリ、インドに関する手続きの情報をまとめておりますが、あくまでご参考ということでご参照いただけますと幸いです。

(ご参考) 日本が締結しているEPAの物品の貿易に関する諸手続き (JETRO HP)

- ・ [日本とASEAN諸国のEPAに関する輸入通関手続き](#) (2011年12月現在)
※インドネシアには関税の還付制度がありませんので、ご注意ください。
- ・ [日本・メキシコEPA、日本・チリEPAに関する輸入通関手続き](#) (2011年2月現在)
- ・ [日本とインドの二国間EPAに関する輸入通関手続き](#) (2011年12月現在)

【本件担当】

日本商工会議所 国際部

TEL : 03-3283-7850

E-mail : tokuteico@jcci.or.jp

(参考) JETRO お問い合わせ窓口一覧

URL : <https://www.jetro.go.jp/contact/contactlist.html>